

新設分割公告

平成 25 年 2 月 18 日

債権者各位

東京都中央区日本橋三丁目 6 番 2 号
東京製綱株式会社
代表取締役 蔵重 新次

当社は、平成 25 年 2 月 8 日開催の取締役会において、平成 25 年 4 月 1 日を基準日として、東綱スチールコード株式会社（住所 岩手県北上市北工業団地 7-1）および東綱機械株式会社（住所 岩手県北上市北工業団地 2-1-6）を会社分割により新たに設立することを決議いたしました。これにより、当社のスチールコード製造事業を東綱スチールコード株式会社に、産業用機械製造事業を東綱機械株式会社に、関係する権利義務をそれぞれ承継させることを決定いたしましたので、下記のとおり公告いたします。

なお、本会社分割は会社法第 805 条の規定に基づく簡易分割の要件を満たすため株主総会の承認決議を経ずに決定しております。

記

1. 本会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から 1 箇月以内にお申し出下さい。
2. 当社は金融商品取引法による有価証券報告書提出会社です。

以上